

IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

規制動向: CoCosー資本か、または負債か？



CoCo債とは？

金融危機を受けて、銀行の安全性を確保するための数多くの対策が検討された。その結果、銀行は、資本が一定のレベルを下回った場合、または他の特定の実質破綻の事象 (non-viability event) が生じた場合に被る損失を吸収する複合資本証券 (hybrid capital securities) の発行を開始した。これらの証券は一般に、「条件付転換資本商品 (contingent convertible capital instruments, CoCos)」と呼ばれている¹。この用語は、実質破綻の事象が生じた場合に普通株式に転換される商品及び債務が免除される商品 (後者は、新しい商品に転換されるわけではない) に対して頻繁に用いられる。

バーゼルⅢの下で、CoCosはその契約条項により、その他Tier 1資本またはTier 2資本の適格要件を満たしうる。各国の規制当局は、個別の条項を設定する裁量権を有している。

CoCosの主な特性のうち、損失吸収の仕組み (loss-absorption mechanism) 及びその仕組みを稼働させるトリガーに違いが現れる傾向がある。損失吸収は、通常、資本への転換または社債残高全額の直接減免の形式で行われる。トリガーは、通常、機械的 (すなわち、特定の自己資本比率に関して定量的に決められている)、または裁量により (すなわち、規制当局の判断に従う) 決められている。次の表は、CoCosの特性の一部について、要点をまとめている。

¹ ベイルイン商品 (Bail-in instrument) と称されることもある。

² KPMG ISGより公表しているThe Bank Statement Q2 2014 NEWSLETTERの記事

“(http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/ifrs-newsletters/Documents/IFRS-banking-newsletter-2014-14.pdf)”をベースに作成している。

満期	永久	特定日付(この場合は、その他Tier 1資本の定義は満たさない)
トリガー条項	機械的(例: バーゼルⅢ普通株式Tier 1比率が5.125%を下回った場合)	裁量的(規制当局の判断に基づく)
損失吸収の仕組み	資本への転換(以下の転換比率が頻繁に使用される) i 株式の市場価格 ii 事前に決められた価格 iii 上記iとiiの組み合わせ	直接減免 i 永久または一時的 ii 全額または一部
その他の特性の例示	発行企業のコール・オプション(通常、規制上の資本の要件を満たすために、5年経過後から行使可能)	裁量権のある利息・配当の支払い

負債か、または資本か？

CoCosの発行企業が抱える主な会計上の論点は、この証券が資本なのか、金融負債なのか、あるいは両方を組み合わせたもの(すなわち、複合金融商品)なのかということである。さらに、転換の特性は、区分処理が必要となる組込デリバティブに該当する可能性もある。この分析に基づいて、CoCosまたはその構成要素をどのように測定するかについて、さらに難解な問題が生じる可能性がある。

IFRSでは、金融商品またはその構成要素は、契約上の取り決めの実態並びに金融負債、金融資産及び資本性金融商品の定義に基づいて、当初認識時に金融負債、金融資産または資本性金融商品のいずれかに分類される。例えば、以下のいずれかの要件を満たす場合、その商品は金融負債として分類される。

- 現金を引き渡す契約上の義務である。
- 変動数量の自社の資本性金融商品を引き渡す発行企業の義務を含む非デリバティブ契約である。
- 発行企業による固定金額の現金と固定数量の資本性金融商品とを交換する以外の方法により決済される(または、決済される可能性のある)デリバティブ契約である。

商品には、発行企業及び保有者の双方がコントロールできない不確実な将来の事象(例: 発行企業の負債資本比率の変動)によって生じる、発行企業が現金(または、変動数量の自社の資本性金融商品)を引き渡す契約上の義務を含むものがある。商品にこのような条件付決済の規定が含まれている場合、発行企業は支払いを回避する無条件の権利を保有しない。したがって、この状況が真正でない場合または発行企業の清算時にのみ生じる場合を除いて、この商品は金融負債である。

CoCosの特性のすべてを総合的に分析することは、IFRSのすべての規定を銀行の特定の事象及び状況に対して適用するうえで必要となる。IAS第32号は、資本または負債の分類に関するガイダンスの重要な基礎であるが、IAS第32号の規定は複雑であり、商品のすべての契約条項を詳細に分析することが要求される。

IFRS解釈指針委員会には、CoCosを含めIAS第32号に基づく資本と負債の分類について様々な質問が寄せられてきたが、現時点においてIAS第32号の解釈が必要な論点として解釈指針委員会の会議の議題には追加されていない。過去、IASBはFASBと共同で資本の性質を有する金融商品に関するプロジェクトにおいてIAS第32号に替わる基準の開発を模索していたが、2010年以降開発活動を停止していた。IASBは、2014年10月のボード会議において、資本の性質を有する金融商品に関するプロジェクトをリサーチ・プロジェクトとして開始することを合意した。このプロジェクトでは以下の事項の検討を含めることが決定されている。

- 分類:IAS第32号「金融商品:表示」における負債及び資本の分類の改善の可能性に関する調査(「財務報告に関する概念フレームワーク」における負債及び資本の定義の変更の可能性に関する調査を含む)
- 表示及び開示:負債または資本に分類されるかどうかに係らず、資本の性質を有する金融商品の表示及び開示規定の改善の可能性に関する調査

以下に3つの設例で、IAS第32号の適用上の論点を解説する。

設例1—実質破綻の事象の発生時に資本に転換される証券S

発行企業:	X銀行
通貨:	X銀行の機能通貨
満期:	10年
クーポン:	年8%の固定金利が6ヶ月ごとに支払われる
プレミアム／ディスカウント:	重要性なし
トリガー(実質破綻の事象):	X銀行の普通株式Tier 1比率が7.25%を下回った場合
損失吸収の仕組み:	X銀行に実質破綻の事象が生じた場合に、証券Sは固定数量のX銀行の普通株式に転換される

IFRSにおける取り扱い

以下の理由から、証券Sには現金を引き渡すX銀行の契約上の義務が含まれていると考えられる。

- 証券Sの元利金の支払いは、実質破綻の事象が生じる場合を除いて義務であり、したがってX銀行は現金を引き渡す契約上の義務を負っている。
- 実質破綻の事象が生じるか生じないかは、X銀行及び証券Sの保有者がコントロールできることではない。

また、X銀行は、実質破綻の事象が発生した場合に証券SがX銀行の固定数量の普通株式に転換されるため、証券Sには資本の構成要素も含まれていると考える。実質破綻の事象が発生せず、そのため満期時に元本全額の返済とすべての利息の支払いが必要となる可能性があるが、その事実自体が転換の特性を資本に分類することを妨げることはない。これは、転換の特性が、証券Sの固定金額の元本と引き換えに固定金額の株式を引き渡すことによるのみ決済されるためである。

したがって、X銀行は、証券Sが資本と負債の両方の要素を含む複合商品であると結論付けることになる。

設例2－実質破綻の事象の発生時に債務額が直接減免される証券T

発行企業：	Y銀行
通貨：	Y銀行の機能通貨
満期：	10年
クーポン：	年8%の固定金利が6ヶ月ごとに支払われる
プレミアム／ディスカウント：	重要性なし
トリガー（実質破綻の事象）：	Y銀行の普通株式Tier 1比率が7.25%を下回った場合
損失吸収の仕組み：	Y銀行に実質破綻の事象が生じた場合に、証券Tは全額直接減免される（将来のクーポン及び元本の支払義務はすべて消滅する）

IFRSにおける取り扱い

設例1と同じ様に、かつ同じ理由で、証券TにはY銀行の契約上の義務が含まれている。

設例1と異なり、証券Tは転換の特性を有していないが、実質破綻の事象が生じた場合にはその全額が減免される。したがって、次のステップとして、Y銀行は実質破綻の特性が、純損益を通じて公正価値で測定する区分（FVTPL）で会計処理すべき、区分処理が必要なデリバティブに該当するか否かを評価する。

組込特性は、以下のすべての要件を満たす場合に主契約から区分処理されなければならない。

- 別個の特性であり、その条件はIAS第39号におけるデリバティブの定義を満たしている。
- 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクは主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連していない。
- 契約全体がFVTPLで会計処理されていない。

証券Tは、Y銀行に実質破綻の事象が生じた場合返済額は0となるが、通常の債券であれば、実質破綻の事象が生じたことをもって債務者の地位から免責されることはない。そのため、証券Tの組込デリバティブ（以下の検討でデリバティブの定義を満たしたということを前提とする）の経済的特徴及びリスクは主契約である負債性金融商品の経済的特徴及びリスクと密接に関連しているとは言えないと考えられる。ここで、証券TはFVTPL指定されていないと仮定すると、2つ目及び3つ目の要件は満たされることになる。

さらに、Y銀行は、1つ目の要件である組込特性がデリバティブの定義を満たしているか否かについても評価する必要がある。

IAS第39号は、商品の基礎数値が契約当事者に固有の非金融変数である場合、その商品デリバティブの定義から除外している。KPMGの見解では、この除外規定は、主に保険契約を対象外とすることを意図している。しかし、KPMGの見解では、契約当事者の利益、収益またはキャッシュフローといった他の変数も対象外と考えられる可能性があり、企業は、普通株式Tier 1比率を非金融変数として扱うか否かを、一貫して適用する会計方針として選択すべきであるとする。

Y銀行の会計方針に基づき、Y銀行は証券Tを以下のいずれかで会計処理する。

- デリバティブとして区分処理される実質破綻の特性が組み込まれた非デリバティブ負債（普通株式Tier 1比率を契約当事者に固有の非金融変数ではないとする会計方針を採用する場合）
- 実質破綻の特性が区分処理されない非デリバティブ負債（普通株式Tier 1比率を契約当事者に固有の非金融変数とする会計方針を採用する場合）

CoCosの契約条項及び関連する会計分析は、株式への転換比率が変動するケース、または発行企業の選択によって元本及び(または)利息の支払いを回避することができるケース等、複雑な契約条項が追加される場合があるため、慎重な検討が必要となる可能性がある。

さらに、永久商品でかつ特定の条件下で元利金が減免されるような次のような商品もある。

設例3—実質破綻時に債務免除される永久劣後債U

発行企業:	Z銀行
通貨:	Z銀行の機能通貨
満期:	永久商品(ただし、5年後にZ銀行によるコールが可能)
クーポン:	年LIBOR+2%の固定金利が6ヶ月ごとに支払われる (ただし、金利支払はZ銀行が停止可能かつ非累積)
プレミアム/ディスカウント:	重要性なし
トリガー(実質破綻の事象):	Z銀行の普通株式等Tier 1比率が5.125%を下回った場合、法的倒産手続の開始時あるいは当局が判断した実質破綻時
損失吸収の仕組み:	Z銀行の実質破綻の事象が生じた場合に、証券Uは全額直接免除される(ただし、債務免除後に一定の事由を満たすことを条件として、債務免除額の全部または一部をZ銀行の裁量で復元可能)

IFRSにおける取り扱い

以下の理由から、証券Uには現金を引き渡すZ銀行の契約上の義務は含まれていないと考えられる。

- 満期のない債権であり、Z銀行は元本の返済の義務を負っていない。
- 金利の支払は、Z銀行により任意に停止可能でありかつ非累積であるため、Z銀行に自由裁量権があり、支払義務は負っていない。
- 5年後にZ銀行によるコールが可能であるが、これはZ銀行の裁量で行うことができるため契約上の義務ではない。

したがって、Z銀行は証券Uを資本として会計処理すると結論付けることになる。

日本基準での取り扱い

日本基準においては資本と負債の定義は明確にされておらず、発行される金融商品の法的形式に基づいて分類されることになると考えられる。上記設例1から3の金融商品はいずれも法的形式は株式ではなく債務であるため、負債として会計処理される。

上記設例3の場合、証券Uは永久劣後債として発行されているため、金融負債として会計処理される。この場合、債務免除後に一定の事由を満たすことを条件として、債務額が発行者の裁量で復元できるという特性を持つため、債務免除時に負債の消滅を認識できるかが問題となる。金融負債の消滅は、義務が消滅した時または第一次債務者の地位から免責された時に認識される。

この点、その他Tier 1資本適格の債務免除特約付永久劣後債（設例3のような特徴を有する商品）の経理処理について、全国銀行協会より2015年3月に会員向けに通達が公表されている。それによると、債務免除時には法的義務は消滅したものとして負債の消滅を認識する会計処理が提示されており、損益処理する方法（原則）と資本取引として処理する方法（例外）の2種類の経理処理が考えられる方法として提示されている。消滅部分の帳簿価額を債務免除益として処理する場合は、元本復元時においても損益処理を行う（損益処理）。あるいは、債務免除時及び元本復元時に、損益取引ではなく資本取引として、その他資本剰余金を相手勘定として負債の消滅及び新たな負債を認識する（資本取引として処理）。

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

江崎 千香

T: 03-3548-5102

E: chika.ezaki@jp.kpmg.com

藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2014年7月に発行した「THE BANK STATEMENT Q2 2014 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。